特定権利益の根拠となる法令の条項	対象者	延長後の満了日
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づく漁業の免許であって、同法第二十一条第一項又は第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその存続期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村が属する都道府県の知事から漁業の免許を受けている者	平成二十三年八月三十一日
漁業法第五十二条第一項の規定に基づく指定漁業の許可であって、同法第六十条第一項又は第三項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	農林水産大臣から漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和二十八年政令第二百八号）第一項第三号に規定する遠洋底びき網漁業又は同項第十号に規定する中型さけ・ます流し網漁業の許可を受けている者	
肥料取締法（昭和二十五年法律第百十七号）第四条第一項又は第二項の規定に基づく普通肥料の生産業者の登録であって、同法第十二条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所（法人にあっては、主たる事務所）又は事業場を有する者	
農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第二項の規定に基づく登録検査機関の登録であって、同法第十八条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に主たる事務所又は農産物検査を行う場所を有する者	
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第四項の規定に基づく森林施業計画の認定であって、同条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域内にある森林の森林所有者等（森林法第十条の七に規定する森林所有者等をいう。）	
養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づく養鶏業者の登録であって、同法第十一条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又はふ化場（養鶏振興法第七条第一項に規定するものをいう。）を有する者	
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項において読み替えて適用される同法第四十四条第一項の規定に基づく動物用医薬品の販売業の許可であって、同条第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に店舗又は営業所を有する者	
薬事法第八十三条第一項において読み替えて適用される同法第三十九条第一項の規定に基づく動物用高度管理医療機器の販売業の許可であって、同条第四項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に営業所を有する者	
種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づく品種登録であって、同法第四十五条第一項又は第六項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその登録料の納付期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体の職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成二十四年政令第二百六十八号）附則第二条第一項の規定による厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体の職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成二十四年政令第二百六十八号）附則第二条第一項の規定による特例年金給付に関する政令（平成二十四年政令第二百七十五号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成二十四年政令第二百六十八号）附則第二条第一項の規定による特例年金給付に関する政令（平成二十四年政令第二百七十五号）第二		